

## 県庁不正経理 第5回「不正経理調査特別委員会」(12月11日)

今回の議題は、20年度の「国庫補助金制度」に関する不正について、会計検査院の報告をもとに 委員会が進められました。

### 国庫補助金制度とは

国の施策を執行または奨励するため、国が地方公共団体に交付する補助金。さらに、補助金を使用した事業に対して、**国庫補助事業附带事務費**(人件費・旅費・庁費・雑費)が支給される。

例えば：公共下水道事業・河川整備計画・道路事業・公営住宅整備事業など

### 会計検査院とは

税金や国債の発行によって国が集めたお金を適正に、また、ムダがないように有効に使われるためにチェックする機関。**他から制約を受けることなく厳正に果たせるよう、いずれの機関からも独立**

不正を見逃さないためにも、此处が一番大事だと思います。



### 国庫補助金にかかる不正金額

需用費(庁費・雑費): 約3億8,479万円  
人件費: 約8,000万円 (需用費は事務用品など)  
旅費: 約5,770万円

今回の会計検査院の調査で明るみに出た約4億円の国庫補助金相当額は10.95%の金利を乗せて、国に返還しなければなりません。

### 具体的な指摘事項

預け金から現金で488万円を業者から返金させたり、収入印紙等の金券で1,586万余円(約1,294万余円換金)させたり、**職員の夜食などに使用**。

預け金により納入させた金券601万余円のうち、**551万余円が使途不明**。

預け金により納入させたノートパソコンなど2億8,432万余円のうち、**4,013万余円は、職員が家に持ち帰り私的に使用**したり、所在が行方不明。

(第5回「不正経理調査特別委員会」資料より)



庁内の会計監査をする監査委員の監査基準が千葉県にはありません。「着眼点」なるものがそれにあたるそうですが、大阪府の監査基準と比較しても余りにも簡単なものだと思います。

県庁全体で、**組織的に過去の長い中でしてきたことは十分に認識している**。

委員の処分基準に対する返答の中での小宮総務部長の言葉)

